

(別表第1)

種目	名称	性能	対象者	耐用年数	基準額 (円)
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	8	154,000
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	①3歳以上の知的障がい者(児)で、療育手帳における障がいの程度が重度(A)のもの ②3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの ③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの、あるいは体幹障害2級と上肢障害2級とが重複するもの	5	19,600
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る)	5	67,000
	入浴担架	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	5	82,400
	体位変換器	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの(下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る)	5	15,000
	移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	4	159,000
	訓練いす	原則として附属のテーブルをつけるものとする	3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	5	33,100
	訓練用ベッド	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	8	159,200
自立生活支 援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢障がい者(児)又は体幹障がい者(児)	8	90,000
	便器	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	8	4,450 手すり付 5,400
	特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの又は知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く	①学齢児以上の知的障がい者(児)で、療育手帳における障がいの程度が重度(A)のもの ②学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、上肢にかかる障がいの程度が2級以上のもの	8	151,200
	歩行補助つえ	T字状のもの又は棒状のもので十分な強度を有するもの	①学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢障がい者(児)又は体幹障がい者(児) ②内部障害1級で歩行が困難であるもの	3	木材 2,270 軽金属 3,090
	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア. 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ. 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障がい者(児)を有するものであって、家庭内の移動において介助を必要とするもの	8	60,000
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ、革を主材料としたもの B スポンジ、革、プラスチックを主材料としたもの	①知的障がい者(児)で、療育手帳における障がいの程度が重度(A)であるもの ②身体障がい者(児)で、肢体にかかる障がいを有するもの	3	A 12,500 B 30,000
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音、光又は臭いを発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	①身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、その障がいの程度が2級以上のもの ②知的障がい者(児)で、療育手帳における障がいの程度が重度(A)であるもの (①、②いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	8	15,500
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	①身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、その障がいの程度が2級以上のもの ②知的障がい者(児)で、療育手帳における障がいの程度が重度(A)であるもの (①、②いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	8	28,700
電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児童)で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) ②18歳以上の知的障がい者で、療育手帳における障がいの程度が重度(A)であるもの	6	41,000	

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	10	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	18歳以上の身体障害者手帳を受けた者で、聴覚障がいにかかる障がいの程度が2級のもの（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る）	10	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、腎臓に係る障がいの程度が3級以上であり、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	5	51,500
	ネブライザー（吸入器）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、呼吸器にかかる障がいの程度が3級以上又はそれと同程度であって、必要と認められるもの	5	36,000
	電気式たん吸引器	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、呼吸器にかかる障がいの程度が3級以上又はそれと同程度であって、必要と認められるもの	5	56,400
	気管孔用プロテクター	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、呼吸器にかかる障がいの程度が3級以上又はそれと同程度であって、必要と認められるもの	—	350 (1ヶ月分の価格)
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、呼吸器機能若しくは心臓機能にかかる障がいの程度が3級以上又はそれと同程度であって、必要と認められるもの	—	157,500
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、医療保険における在宅酸素療法をおこなうもの	10	17,000
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	5	9,000
	盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	5	18,000
	排痰補助装置（リース料）	肺に貯留した分泌物を効果的に排出することが出来る医療機器	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、慢性の神経系の難病（筋萎縮性側索硬化症(ALS)等）及び筋力低下をきたす筋疾患（筋ジストロフィー等）のため、自力での排痰が困難であるもの	—	1カ月のリース料 21,000
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、音声言語機能又は肢体不自由に係る障がいがあり、発声・発語に著しい障がいを有するもの	5
情報・通信支援用具		パーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト等で障がい者（児）が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、上肢障害2級以上又は視覚障害2級以上のもの	6	100,000
点字ディスプレイ		文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害2級以上のもの、必要と認められるもの	6	383,500
点字器		標準型	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、視覚障がいを有するもの	7	真鍮板 10,700
		A 32マス18行、両面書真鍮板製（点筆付属）			プラスチック板 6,800
		B 32マス18行、両面書プラスチック製（点筆付属）			
		携帯用			7
A 32マス4行、片面書アルミニウム製（点筆付属）		プラスチック板 1,699			
B 32マス12行、片面書プラスチック製（点筆付属）					
点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	5	63,100	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	6	99,800	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	6	録音再生機 85,000	
				再生専用機 35,000	
視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	8	198,000	

	盲人用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする）	10	触読式 10,300 音声式 13,300
	聴覚障がい者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいがあるものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5	71,000
	聴覚障がい者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者（児）で、必要と認められるもの	6	単体 88,900
	人工喉頭	①笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（気管カニューレ付属） ②電動型 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池、充電器付属）	身体障害者手帳の交付を受けた音声言語障がい者（児）で、喉頭を摘出したもの	4	笛式 8,000
			身体障害者手帳の交付を受けた音声言語障がい者（児）で、喉頭を摘出したもの	5	電動式 72,000
	点字図書	点字により作成された図書	身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者（児）	—	市長が必要と認められた額
	人工内耳体外器	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者（児童）で、人工内耳を装着しているもの	5	200,000
	人工内耳空気亜鉛電池	人工内耳体外器に使用するものであって、対象者が容易に使用し得るもの。	聴覚障がい者（児童）で、人工内耳を装着しているもの。（空気亜鉛電池と充電式電池・充電器の併用は不可）	1	20,000
	人工内耳充電式電池	人工内耳体外器に使用するものであって、対象者が容易に使用し得るもの。	聴覚障がい者（児童）で、人工内耳を装着しているもの。（空気亜鉛電池と充電式電池・充電器の併用は不可）	1	10,000
	人工内耳充電器	人工内耳充電式電池に使用するものであって、対象者が容易に使用し得るもの。	聴覚障がい者（児童）で、人工内耳を装着しているもの。（空気亜鉛電池と充電式電池・充電器の併用は不可）	3	25,000
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい者に対応したラジオで、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	5	29,000
排泄管理支援用具	ストマ用器具	①蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋 ラテックス製又はプラスチックフィルム製皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む ②蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする ラテックス製又はプラスチックフィルム製皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう又は直腸機能障がい者（児）を有するもの	—	蓄便袋 8,858 (1ヶ月分の価格) 蓄尿袋 11,639 (1ヶ月分の価格)
	紙おむつ等	ストマ用器具の代替機能を備えたもの 紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具等	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、次のいずれかに該当するもの ①ストマ（人工肛門・人工膀胱）の著しい変形などにより、ストマ用器具を装着することができない者 ②二分脊椎による排泄機能障がい又は排便機能障がいのある者 ③脳原性運動機能障がい（脳性麻痺等）があり、かつ、知的障がい（療育手帳A）を有するために排便若しくは排尿の意思表示が困難である者	—	12,000 (1ヶ月分の価格)
	取尿器	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、必要と認められるもの	1	A 7,900 B 5,800
			身体障害者手帳の交付を受けた者（児童）で、必要と認められるもの	1	A 8,700 B 6,000
住宅改修費	住宅生活動作補助用具 (住宅改修)	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障がいがあるものであって、総合等級が3級以上のもの	1回限り	200,000

(注) 1. 脳原性運動障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹障がい者に準じ取り扱うものとする

2. 聴覚障がい者屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者屋内信号灯を含む

難病患者等対象一覧

介護・訓練 支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にあるもの	8	154,000
	特殊マット	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にあるもの	5	19,600
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できないもの	5	67,000
	体位変換器	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にあるもの	5	15,000
	移動用リフト	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	4	159,000
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	8	159,200
自立生活支 援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等が補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	入浴に介助を要するもの	8	90,000
	便器	難病患者等が容易に使用し得るもの	常時介助を要するもの	8	4,450
	便器ですり	便器に取り付けることができるもの	常時介助を要するもの	8	5,400
	特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うもの	上肢機能に障がいのあるもの	8	151,200
	歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	下肢が不自由なもの	8	60,000
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8	28,700
在宅療養等 支援用具	ネブライザー (吸入器)	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障がいのあるもの	5	36,000
	電気式たん吸引器	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障がいのあるもの	5	56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要なもの	—	157,500
住宅改修費	居室生活動作補助用具 (住宅改修)	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	1回限り	200,000